

環境 (2)(原発問題)

原子力発電所をめぐる地元意思形成のあり方をめぐって～浜岡原発と地元安全協定～

静岡大学情報学部 中澤高師

【目的】

本研究の目的は、浜岡原発の地元安全協定が形成された歴史的経緯について明らかにすることである。原発は国が一元的に規制・監督し、地方自治体に法的権限はないが、自治体は電力会社と安全協定を締結することで原子力政策に関与してきた（菅原ほか 2009）。浜岡原発の安全協定は、①立地自治体だけでなく周辺自治体を含めた 4 市で締結され、権限に差がない、②事前了解が明文化されておらず、付随の解釈書で実質的な事前了解が担保されていると解されている、という点において特殊である（菅原ほか 2010）。浜岡原発をめぐるのは、現在、31 キロ圏（UPZ）に含まれる 7 市町が中部電力と安全協定を締結する動きを見せている。また、「事前了解」規定の実効性が問題となってきた。本研究は、浜岡原発の地元安全協定をめぐるこれまでの議論を調査することで、「地元」の範囲や自治体の原子力行政への関与のあり方について考察する。

【方法】

調査方法は、文献調査（県・市町議会会議録、新聞記事、雑誌記事、郷土資料、反原発運動などの会報、行政関連資料、中部電力関連資料、地域団体関連資料など）及び関係者（御前崎市、佐倉地区対策協議会、反原発運動など）へのインタビューである。

【結果】

浜岡原発の安全協定における「地元」の範囲は建設時の経緯によって決定され、防災計画策定の範囲と市町村合併とともに変化してきた。原発のための港が旧御前崎町に建設されたこと、漁協の反対が激しかった旧相良町で当時の町長がその説得に大きな役割を果たしたことから、当初から安全協定に三町が参加することになった。また、1981 年の旧大東町と旧小笠町の加入は、スリーマイル原発事故を受けて EPZ が変更されたことを根拠にしている。その後、平成の大合併によって安全協定の空間的範囲は大きく拡大することになり、「地元」の意思形成における御前崎市や佐倉地区の優位性に揺らぎが生じている。

事前了解の実効性をめぐっては、反原発や原発に慎重な立場をとる人々が明文化を求める一方で、静岡県や御前崎市は解釈書によって実質的に事前了解が担保されていると主張してきた。また、御前崎市は、「自治体は原発の安全性について判断する権限も能力も有していない」ことから、自治体が「了解」することに疑念を呈している。

以上のように、安全協定の範囲は防災計画策定の範囲を根拠としてきた経緯から、福島原発事故を受けて設定された UPZ に基づいてその範囲を拡大することは自然な帰結であるといえる。一方で、同じ「地元」の中における立地自治体・地域の優位性の是非や、事前了解と自治体の権限・能力のあり方をどう考えるのか、実証的・規範的な知見を深めていく必要がある。

<参考文献>

菅原慎悦、稲村智昌、木村浩、班目春樹、2009、「安全協定にみる自治体と事業者との関係の変遷」

『日本原子力学会和文論文誌』8(2)：154-164

菅原慎悦、稲村智昌、木村浩、班目春樹、2010、「原子力発電所に対する自治体関与のあり方について

の一考察：浜岡の安全協定を例に」『土木学会論文集』66(3)：316-328